福井市排出ガス対策型建設機械使用促進運用基準

１　福井市が発注する建設工事のうち、次の各号のいずれかの建設機械を使用する工事については、原則排出ガス対策型建設機械（排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付け建設省経機発第２４９号）に基づき指定された建設機械、以下「排対型建設機械」という。）を使用する。

(1)　バックホウ
(2)　トラクタショベル（車輪式）（ホイールローダ）
(3)　ブルドーザ
(4)　発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む）
(5)　空気圧縮機（可搬式）
(6)　油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
(7)　ロードローラ
(8)　タイヤローラ
(9)　振動ローラ
(10)　ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）

２　排対型建設機械の使用にあたっての留意事項

１の各号いずれかの建設機械を使用する工事の場合、「排出ガス対策型建設機械を使用すること。」と特記仕様書に明示する。ただし、福井市土木工事共通仕様書を用いる工事については、同仕様書において、対象となる建設機械の使用を義務付けているため、特記仕様書での条件明示は行わない。

附　則

この運用基準は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この運用基準は、平成１８年7月１５日から施行する。

附　則

この運用基準は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この運用基準は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この運用基準は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

この運用基準は、平成２９年４月１日から施行する。